【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和８年11月13日
【事業年度】	第60期（自　令和５年１月１日　至　令和５年12月31日）
【会社名】	AIストーム株式会社 （旧会社名　株式会社ジェクシード）
【英訳名】	AI storm CO.,LTD. （旧英訳名　GEXEED CO.,LTD.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　今井　俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	０３（５２５９）７０１０
【事務連絡者氏名】	管理本部　増尾　雅人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	０３（５２５９）７０１０
【事務連絡者氏名】	管理本部　増尾　雅人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注）令和７年３月28日開催の第61回定時株主総会の決議により、令和７年４月１日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

１【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

令和６年３月28日に提出いたしました第60期（自　令和５年１月１日　至　令和５年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

当社は令和８年５月15日付け「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、当社の中古トラック売買に関し、不適切な取引が行われていた疑いが確認されたことに伴い、事実関係やその原因等を明らかにするために、専門性及び客観性のより高い調査を実施する必要があると判断し、令和８年５月15日付で外部の弁護士・公認会計士で構成される特別調査委員会を設置し、本件の事実関係の解明、本件による財務諸表への影響の有無及び影響額の検討、本件に類似する事案の有無の確認、本件が生じた原因の分析と再発防止策の提言を求めることといたしました。

その後、令和８年9月1日付け「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、当社は特別調査委員会より調査報告書を受領し、本件中古トラック売買において、不適切な取引が行われていたことが認められました。

本件中古トラック売買に関する不適切取引の取消しの結果を財務諸表等に反映するため、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されている財務諸表を訂正することといたしました。なお、今回の訂正にあたっては、訂正の原因となった事象を財務諸表に反映した結果として影響を受ける事項、過年度において重要性がないため訂正を行っていなかった事項の訂正も併せて行っております。

これらの決算訂正により、令和６年３月28日付で提出いたしました第60期（自　令和５年１月１日　至　令和５年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の２第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の財務諸表については、フロンティア監査法人により監査を受けており、その監査報告書を添付しております。

２【訂正事項】

第一部　企業情報
　第１　【企業の概況】
　　１　主要な経営指標等の推移
　第２　【事業の状況】
　　４　【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
　第５　経理の状況
　　１　【財務諸表等】

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(１)連結経営指標等

回次		第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月		令和元年12月	令和２年12月	令和３年12月	令和４年12月	令和５年12月
売上高	(千円)	―	―	495,573	―	―
経常損失（△）	(千円)	―	―	△91,783	―	―
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	(千円)	―	―	△133,814	―	―
包括利益	(千円)	―	―	△150,017	―	―
純資産額	(千円)	―	―	850,627	―	―
総資産額	(千円)	―	―	1,010,752	―	―
１株当たり純資産額	(円)	―	―	36.82	―	―
１株当たり当期純損失（△）	(円)	―	―	△5.97	―	―
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	―	―	84.2	―	―
自己資本利益率	(%)	―	―	△15.9	―	―
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	△73,648	―	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	△40,855	―	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	62,280	―	―
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	―	―	704,830	―	―
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	(人)	― (―)	― (―)	35 (1)	― (―)	― (―)

（注）１．当社は、第58期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。また、第59期に連結子会社であった「株式会社XYEED」の重要性が乏しくなったことにより連結の範囲から除外し、連結子会社が存在しなくなったため、第59期より連結財務諸表を作成しておりません。

２．第58期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在せず、また１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

３．第58期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。

(２)提出会社の経営指標等

回次		第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月		令和元年12月	令和２年12月	令和３年12月	令和４年12月	令和５年12月
売上高	(千円)	654,119	476,939	480,074	642,513	668,081
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	13,983	△85,220	△63,982	23,867	△756
当期純利益又は当期純損失（△）	(千円)	6,493	△85,519	△129,416	14,711	△73,130
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失（△）	(千円)	438	△633	―	△4,916	△15,128
資本金	(千円)	264,444	404,376	483,468	483,468	633,458
発行済株式総数	(千株)	19,500	21,800	23,100	23,100	24,291
純資産額	(千円)	649,203	840,170	850,582	856,194	1,101,750
総資産額	(千円)	799,755	1,091,699	1,011,148	985,875	1,197,376
１株当たり純資産額	(円)	32.98	38.44	36.82	37.06	45.36
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	(円)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	(円)	0.35	△4.12	△5.77	0.64	△3.09
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	0.34	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	80.4	76.8	84.1	86.8	91.3
自己資本利益率	(%)	1.1	△11.5	△15.3	1.7	△7.4
株価収益率	(倍)	385.71	―	―	281.25	―
配当性向	(%)	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	80,481	△67,194	―	44,942	△115,549
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△194,846	9,691	―	15,615	△188,179
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	139,014	377,341	―	△62,509	285,835
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	427,840	747,678	―	698,477	680,583
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	(人)	41 (1)	39 (1)	34 (1)	28 (1)	26 (1)
株主総利回り	(%)	168.8	333.8	183.8	225.0	187.5
（比較指標：配当込みTOPIX）	(%)	(118.1)	(126.8)	(143.0)	(139.5)	(178.9)
最高株価	(円)	174	272	327	267	320
最低株価	(円)	75	86	131	110	140

(注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益につきましては、第58期については１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第59期ついては、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第57期及び第60期については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
２．１株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
３．第57期、第58期及び第60期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
４．第58期については、連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
５．第58期まで、株主総利回りの比較指標にJASDAQ INDEXを用いておりましたが、令和４年４月４日の東京証券取引所の市場再編に伴い廃止されました。このため第59期から比較指標を、継続して比較することが可能な配当込みTOPIXに変更しております。
６．最高株価及び最低株価は、令和４年４月４日より東京証券取引所（スタンダード市場）によるものであり、それ以前は東京証券取引所（JASDAQ スタンダード）におけるものであります。
７．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　令和２年３月31日）等を第59期の期首から適用しており、第59期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

２【沿革】

年月	事項
昭和39年10月	株式会社細谷組設立
平成７年９月	商号を株式会社ビジネスバンクに変更（東京都豊島区にてシステムコンサルティング業務開始）
平成７年10月	本店所在地を東京都中野区とする
平成７年11月	ＳＡＰジャパン株式会社の製品に係る業務開始
平成９年７月	日本ジェイ・ディ・エドワーズ株式会社（現日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社）の製品に係る業務開始
平成12年４月	商号を株式会社ビジネスバンクコンサルティングに変更
平成14年12月	本店所在地を東京都新宿区とする
平成15年９月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成16年７月	子会社として、株式会社Ｂ.Ｂ.インキュベーションを設立
平成16年７月	子会社として、株式会社中野サンプラザを設立
平成16年10月	株式会社ソフトハウスの株式取得
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年10月	株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式取得
平成18年６月	子会社として、株式会社Ｂ.Ｂ.インベストメントを設立し、株式会社シー・シー・ネットワークスから事業譲渡を受ける
平成18年12月	連結子会社株式会社Ｂ.Ｂ.インキュベーションと連結子会社株式会社Ｂ.Ｂ.インベストメントを合併し、商号を株式会社ビジネスバンクパートナーズに変更
平成19年１月	連結子会社株式ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式を売却
平成19年７月	連結子会社株式会社ソフトハウスの株式を譲渡
平成19年７月	株式会社中野サンプラザが、連結子会社から持分法適用関連会社に異動
平成19年７月	純粋持株会社制導入に伴い、商号を株式会社ＢＢＨに変更
平成19年７月	純粋持株会社制導入に伴い新設分割を実行。子会社として、株式会社ジェクシードコンサルティングを設立
平成20年２月	株式会社レイズキャピタルマネジメント（ＹＣＴ２号投資事業組合他６本を子会社とする）の株式取得
平成20年５月	株式会社ＳｙｍｐｈｏｎｙＭａｘの株式を株式交換にて取得
平成20年12月	株式会社中野サンプラザが解散により、持分法適用関連会社から除外
平成21年９月	連結子会社株式会社ビジネスバンクパートナーズを解散
平成21年11月	連結子会社株式会社ジェクシードコンサルティングと連結子会社株式会社ＳｙｍｐｈｏｎｙＭａｘを合併
平成21年11月	本店所在地を東京都目黒区とする
平成22年10月	大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場、同取引所ヘラクレス市場及び同取引所ＮＥＯ市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）に株式を上場
平成23年２月	子会社として、株式会社ジェクシード・テクノロジー・ソリューションズを設立
平成24年４月	連結子会社株式会社ジェクシードコンサルティングを吸収合併し、商号を株式会社ジェクシードに変更
平成25年１月	子会社株式会社ジェクシード・テクノロジー・ソリューションズは休眠会社となる
平成25年７月	大阪証券取引所と東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）に株式を上場
平成25年10月	子会社株式会社レイズキャピタルマネジメント清算結了
平成26年３月	本店所在地を東京都千代田区とする
平成26年12月	子会社として、株式会社インビットを設立
平成27年８月	子会社株式会社ジェクシード・テクノロジー・ソリューションズ清算結了
平成29年４月	子会社株式会社インビット売却
令和元年９月	株式会社クラウドカスタマーサクセスの株式を取得し、子会社化
令和２年12月	株式会社ＸＹＥＥＤの株式を取得し、子会社化
令和３年９月	株式会社クラウドカスタマーサクセスを清算結了
令和３年12月	株式会社ＸＹＥＥＤの解散を決議
令和４年４月	東京証券取引所の市場区分見直しにより、東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場からスタンダード市場に移行

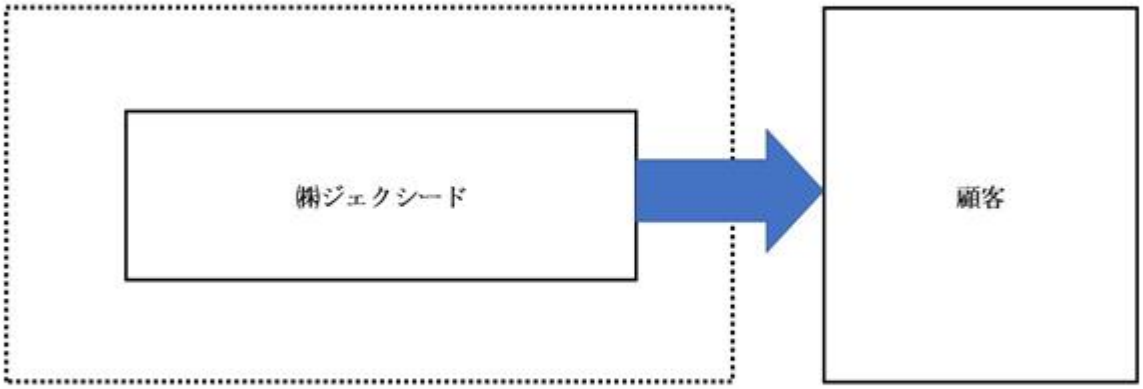
年月	事項
令和４年６月	株式会社ＸＹＥＥＤを清算結了
令和５年４月	ＥＶ事業開始
令和５年８月	弗迪电池有限公司及びXCharge Europe GmbHと３社間での業務提携
令和５年10月	CHAdeMO協議会の正会員登録
令和５年10月	デジタルサイネージ事業開始
令和５年12月	Innolux Corporation（台湾）と業務提携

３【事業の内容】

当社は、ＩＴコンサルティング事業を主な事業としております。
その事業の内容は次のとおりであります。
なお、当該事業年度より、デジタルサイネージ事業を開始しております。

事　業　区　分	主　要　製　品
ＩＴコンサルティング事業	システムコンサルティング、ビジネスコンサルティング、ＣＩＯ／CMO支援、Ｗｅｂマーケティング支援
デジタルサイネージ事業	ＬＥＤディスプレイ、ＬＣＤディスプレイ、アドトラック運用

企業集団についての事業系統図は次のとおりであります。



４【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
（関連会社） ビジネスロボット株式会社	東京都中央区	62	サービスロボットの販売／リース／レンタル事業	所有 27.59	ソフト開発受託予定
（その他の関係会社） GX　PARTNERS　CO.,LIMITED	中華人民共和国香港特別区	0	投資業	被所有 24.18	筆頭株主

５【従業員の状況】

(１)提出会社の状況

令和５年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
26 (1)	40.8	8.5	6,195,809

当社は、ＩＴコンサルティング事業とデジタルサイネージ事業の２つのセグメントですが、デジタルサイネージ事業は立ち上げ間もないため人員の配置は行われておりませんので、セグメント別にかえて、部門別の従業員数を示しますと次のとおりであります。

部　門　別	従業員数（人）
営業部門	3 (1)
コンサルティング部門	19 (0)
管理部門	4 (0)
合　計	26 (1)

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与を含んでおります。

(２)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(３)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1)会社の経営の基本方針

当社はこれまで、一連の経営再建の活動を実施してまいりました。経営基盤の再構築を進めるとともに、当社の既存事業領域に隣接した事業領域への事業拡大及び新規事業領域の創出を進め、積極的に資本・業務提携やM&Ａを進めてまいりました。独立系コンサルティングファームとして、「優れたIP/ITソリューションの開発・提供・サービスを通じて、社会の発展と進化と持続可能性に貢献する。」という企業理念のもと、顧客企業における課題の解決を目的として、より質の高いコンサルティングサービスの提供に注力してまいります。

(2)目標とする経営指標

当社は、経営上の業績管理指標を「収益力（売上高営業利益率）」としております。既存事業における営業力の強化、事業の採算性の評価、徹底した経費削減等に取り組み利益の増大を図るとともに、より利益率の高いサービスや継続的に収益を確保できるサービスへ事業を拡大することで収益の安定化を目指しております。

(3)中長期的な会社の経営戦略

当社は、事業における今後の方向性を定めるために、令和７年12月期を最終年度とした中長期経営計画を推進し、経営基盤の再構築を進めております。この中長期経営計画では、令和７年までのビジネス拡大を視野に入れ、平成31年度から令和３年度を「ビジネス変革期」と位置づけ、既存事業を柱として安定的な黒字経営を定着するとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた営業機会の減少、受注案件開始時期の先送りによって、当初計画した業績の達成が困難な状況となりました。このため、令和３年12月期に設定をしていた業績目標値を１年間先延ばしいたしました。令和４年度以降の急速な事業拡大のための重点施策として、資本政策を充実し、人材の採用・育成・多能化に戦略的な投資を行うとともに、株主の皆様への還元策の充実、従業員満足度の向上を図り、企業価値の向上に取り組んでおります。また、今後国内においてＩＴ人材不足が深刻化する傾向にあり、その課題に対応するために、ＩＴ技術者の確保を積極的に進めております。

(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社では、継続的に収益を確保する仕組みを整備し事業の安定化を図るため、原点に回帰しＥＲＰソリューションに関連するコンサルティングに経営資源を集中することで業績の回復を達成することができました。本年度は、ＥＲＰソリューションに関連するコンサルティングの拡大のみならず、非ＩＴ事業領域の進出検討も含めて更なる事業規模の拡大を進めてまいります。

①財務基盤の充実

当社では、継続的に収益を確保する体制を維持しつつ、事業規模の拡大を実現するための戦略的な投資を実行するため、機動的な増資や金融機関からの融資を活用してまいります。

②短期間での業容の拡大

当社では、短期間での業容の拡大を実現するために、当社との間でシナジーが見込める企業との資本・業務提携等を目的としたM&Ａを行うとともに、業容拡大に必要な人材の確保に取り組んでまいります。

③株主価値の創造

当社は、株主の皆様への利益還元を経営における重要課題の１つであると認識しております。当社株式への投資の魅力をより一層高め中長期的に保有いただける株主様の増加を図ることを目的として、株主優待制度があります。また、剰余金の配当（復配）を早期に実施・継続していくとともに、経営方針や中長期的な企業価値向上に向けた取り組みについて適切な情報を適時発信し、株主の皆様からのご意見を経営判断の参考とするための仕組みの構築に取り組んでまいります。

２【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサスティナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

(1) ガバナンス

当社では、現状、サスティナビリティに係る基本方針は定めておらず、サスティナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続等の体制をその他のコーポレート・ガバナンスの体制と区別しておりません。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況の詳細は、「第４　提出会社の状況　４　コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。

(2) 戦略

当社は、サスティナビリティに係る基本方針は定めておりませんが、人材確保及び定着に関する取組みは経営上重要であると認識しております。

人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

従業員は事業の発展を支える重要な存在であるとの認識のもと、多様な人材が仕事と家庭を両立し、最大限の能力を発揮できる職場環境や企業風土の醸成に取り組んでおります。具体的な取組みとして、働き甲斐のある環境作りのため、フレックス制や在宅勤務の導入及び休暇取得の促進等、従業員の意向を踏めた快適な労働環境を提供し、英会話受講等の自己研鑽の機会を設けております。

また、従業員一人一人の自己能力を高めることができる業務体制や性別、年齢等に関係なく意欲と能力ある従業員の管理職への登用の機会が平等に与えられるような人事制度を構築しております。

(3) リスク管理

当社では、現状、サスティナビリティに係る基本方針を定めておりませんが、「コンプライアンス規程」等に基づき、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

なお、当社が認識する事業等のリスクに関する詳細は、「第２　事業の状況　３　事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績

当社では、小規模な組織体制であるため、重要性を加味したうえで、年齢、国籍、性別等の区分で管理職の構成割合や人数の目標値等は定めておりません。ただし、当社が掲げるミッションを実現し、事業発展を加速するためには、様々な局面において多様な意見を反映することが重要であるとの認識のもと、女性や中途採用者の管理職への登用を推進しております。今後も期待する役割に応じた能力と実績に基づき、積極的に登用を進めるとともに、これらの者が成果を最大化し、適切に能力が評価されるような施策や職場環境の整備に取組んでまいります。

３【事業等のリスク】

当社の経営成績、財政状態及び株価等に影響を及ぼす可能性のある事項は、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

①パッケージソフトウェア等のベンダーの動向について

当社は、平成７年のコンサルティング業務開始以来、ＥＲＰソリューションに関連するコンサルティングが事業全体の中での重要な位置を占めており、数々の支援実績によりノウハウを積み重ねるとともに、顧客企業及びソフトウェアベンダーより高い評価を得ております。現在当社は、日本オラクル社のＥＲＰパッケージである「JD Edwards」及びクラウドＥＲＰ「NetSuite」、コーナーストーンオンデマンド社のタレントマネジメント製品「cornerstone」「saba cloud」、BoxJapan社の「BOX」、エントラスト社の「Entrust Identity as a Service」等とパートナー契約を締結し、ライセンスの販売、導入及び定着化支援に関するコンサルティングサービス等を提供しており、これらのパートナー企業と安定した取引関係を継続しております。しかしながら、パートナー企業各社の経営方針等の変更やM&Aによる組織変更等により各社製品の市場訴求力及び日本市場における事業方針に大きな変動が生じた場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性が否定できません。

②今後の事業展開について

当社は、これまでのコンサルティング事業を通して培ったノウハウを活用し、会計・人事・ＩＴコンサルティングの専門化としてサービスラインのさらなる拡充を図っていく方針であります。当社のコンサルティング事業の主軸であるシステムコンサルティング分野を拡大するとともに、経営コンサルティング分野への事業の拡大を目指します。また、継続してクラウド製品サービス分野に注目し、取扱製品及びサービスラインを拡充していきます。

事業領域及び提供サービスの拡大を行う際には、市場調査により事業リスク等を慎重に検討し、実行の判断を行うように努めておりますが、市場動向の変化や人材の不足、競合他社の参入等の事情により、当該事業領域における事業展開が計画どおりに進捗しない場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③資本・業務提携やM&A等の投資について

当社は、新たな事業領域への進出、既存事業の規模拡大、人材確保を目的として、資本・業務提携やM&A、子会社及び関連会社の設立等により組織形態の変更を進めております。

このような意思決定を行う際には、対象会社の財政状態や経営成績、進出事業におけるリスク等を慎重に検討し、総合的な判断のもとに的確な決定を行うように努めておりますが、当該会社の財政状態や経営成績の状況等によって保有する有価証券に評価損が発生し、当社の経営成績あるいは資金繰り等に影響を及ぼす可能性があります。

④人材の確保について

当社のコンサルティング事業における主な売上は、会計・人事・ＩＴにおける専門的知識を有するコンサルタントの役務提供により賄われております。当社がコンサルティング事業を拡大していくためには、優秀な人材を確保し続ける必要があります。

ＩＴ技術の進化とともにＩＴ需要が拡大することで、ＩＴ人材不足が拡大傾向にあり、高度な能力を有する人材を採用、維持、育成を継続して行うことは容易なことではありません。当社の事業に必要とされる人材を確保できなかった場合、あるいは重要な人材が大量に流出した場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑤知的財産権について

当社は、現時点において、第三者から知的財産権に関する侵害訴訟等を提起されたり、そのような通知を受けておりませんが、将来、当社の事業活動に関連して第三者が知的財産権の侵害を主張する可能性が否定できません。その場合、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑥機密情報、顧客情報の取り扱いについて

当社は、会計・人事・ＩＴコンサルティング事業を行っていく上で、顧客企業の個人情報を含む機密情報を取り扱う場合があります。その際には秘密保持契約等により顧客企業に対して守秘義務を負っており、顧客企業の情報の取り扱いについて厳重な管理を行っております。

しかしながら、外部からの不正な手段によるコンピュータ内への侵入や、役員及び従業員の過誤等により機密情報の漏洩が発生した場合には、当社の信用が低下するとともに損害賠償等の訴えを提起され、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑦法的規制について

当社は、一般的な法規制のもと事業活動を行っております。これらの法規制の遵守を徹底するために定期的に研修を行うとともに、コンプライアンス委員会を常設して、厳格な運用に努めております。

デジタルサイネージ事業につきましては、ディスプレイの屋外での設置及びアドトラック運用の際には、各都道府県の屋外広告物条例等の規制を受けます。

しかしながら、万が一これらの法規制を遵守できなかった場合には、社会的な信用や経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。また、将来において関連法規の改廃や新たな法的規制が設けられる場合には、当社の事業展開及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

４【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

１．経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

当事業年度において、案件獲得状況は、オラクル社のNetSuiteの導入支援に関連する新規受注及びJD Edwardsのバージョンアップに関連する大型案件等により順調に推移しました。業績においては、プロジェクト開始時期の遅れやリソース不足による外注費の増加などにより、業績予想値を売上高、営業利益、経常利益、当期純利益において下回る結果となり、引き続き事業構造の改革を実施したことや新規事業のデジタルサイネージ事業をスタートしましたが、営業損失の計上となりました。この結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a.財政状態

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ211,500千円増加し、1,197,376千円となりました。

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末に比べ83,576千円増加し、920,461千円となりました。主に、売掛金の増加22,572千円及び仮払金の増加45,480千円によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ127,924千円増加し、276,915千円となりました。これは主に、車輌運搬具の増加100,859千円及び建設仮勘定の増加146,102千円によるものであります。

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ34,055千円減少し、95,626千円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べ34,097千円減少し、71,676千円となりました。これは主に、１年内返済予定の長期借入金の減少22,188及び未払法人税等の減少10,105千円によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ42千円増加し、23,949千円となりました。これは、退職給付引当金の増加42千円によるものであります。

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ245,555千円増加し、1,101,750千円となりました。これは主に、第三者割当増資による資本金及び資本準備金の増加299,980千円によるものであります。

b.経営成績

当事業年度の売上高は、668,081千円（前事業年度比103.9%）、営業損失は1,302千円（前事業年度は23,910千円の営業利益）、経常損失は756千円（前事業年度は23,867千円の経常利益）、当期純損失は73,130千円（前事業年度は14,711千円の当期純利益）となりました。

ＩＴコンサルティング事業については、売上高667,981千円、営業損失は1,402千円となりました。

デジタルサイネージ事業については、売上高100千円、営業利益は100千円となりました。

当社におきましては、引き続き従業員のテレワークを推奨しておりますが、業務の遂行において支障は出ておりません。

各分野別の状況は次のとおりであります。

ＩＴコンサルティング事業

①業務コンサルティング領域（ＥＲＰ，ＨＣＭ等）

当社の主要な事業分野である「ＥＲＰ コンサルティング」においては、JD Edwards及びNetSuiteに関連の案件が増加しております。JD Edwardsは既存顧客の主に現行システム延命のためバージョンアップやクラウド移行、機能の追加や法改正（インボイス制度）対応のための案件が増加し、来年度は３社統合案件の大型プロジェクトが開始されました。NetSuiteに関しては、オラクル社、日本アイ・ビー・エム社と関係を更に強化したことで新規案件が前年度の約３倍近く急増しました。新規案件獲得のためにユーザー複数社への提案活動を継続的に実施しております。獲得後のプロジェクトを遂行できるよう本年度においてはNetSuite事業本部を設立しコンサルタント数名の採用を行いました。「人事コンサルティング」の分野においては、テレワークの推進によりタレントマネジメント（人材の適材配置及び育成管理）の導入を検討する企業が前年度よりも増え、提案件数が増え獲得数も増えました。コンサルタントを増員すれば更に獲得数は増えるため、プロパーコンサルタント採用は急務となります。現在採用活動を強化しております。

② 自動化・効率化コンサルティング領域（ＲＰＡ、ＡＩ、ＤＸ等）

ＡＩ、ＤＸ領域においては検討をしている既存顧客は増加していると思いますが、需要が拡大している既存事業領域でのコンサルタント稼働を優先させていることで提案ができておりません。協業パートナーによる提案と外注リソースによる実施を進めていく予定です。

③ Ｍ＆Ａ及び新規事業領域

既存事業領域における事業の拡大、新たな非ＩＴ事業領域への進出に向けた検討、当社との間でシナジーが期待できる企業との資本・業務提携等のＭ＆Ａの検討及び交渉を継続し、Ｍ＆Ａや新規事業領域において具体的な進捗がみられ業績予想に影響が生じると判断した場合には速やかに公表いたします。

④ その他

安定的な経営を継続するために、以下の取り組みを積極的に進めております。

1．ＩＴ未経験者の採用
2．即戦力となるコンサルタントの採用、外部コンサルタントとの協業
3．コンサルタントの育成（スキルアップ）
4．プロジェクト収益率の改善
5．ＡＩ、ＤＸ領域への既存顧客向け提案
6．非ＩＴ事業領域のための営業力強化
7．新たな非ＩＴ事業領域への進出検討
8．株主還元策の充実

デジタルサイネージ事業

① 台湾製のＬＥＤ・ＬＣＤディスプレイを地方自治体や国内企業に販売し、サイネージ環境の整備を行い、地方再生等一翼を担えるよう事業展開を行っております。

(2)キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、680,583千円となりました。当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動で支出した資金は115,549千円（前事業年度は44,942千円の収入）となりました。支出の主な内訳は、売上債権の増加額27,572千円及び、仮払金の増加額45,480千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動で支出した資金は188,179千円（前事業年度は15,615千円の収入）となりました。支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出246,961千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動で取得した資金は285,835千円（前事業年度は62,509千円の支出）となりました。取得の主な内訳は、株式の発行による収入299,980千円であります。

(3)生産、受注及び販売の実績

当社は、ＩＴコンサルティング事業とデジタルサイネージ事業を営んでおり、当社におけるセグメントは、「ＩＴコンサルティング事業」及び｛デジタルサイネージ事業」であります。

①生産実績

当事業年度の生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 （自　令和５年１月１日 至　令和５年12月31日）	前期比（%）
ＩＴコンサルティング事業　（千円）	516,954	108.03
デジタルサイネージ事業　（千円）	－	－
合計　（千円）	516,954	108.03

（注）金額は売上原価によっております。

②仕入実績

該当事項はありません。

③受注実績

当事業年度の受注実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 （自　令和５年１月１日 至　令和５年12月31日）			
	受注高（千円）	前期比（%）	受注残高（千円）	前期比（%）
ＩＴコンサルティング事業	768,691	173.27	308,769	148.40
デジタルサイネージ事業	100	－	－	－
合計	768,791	173.29	308,769	148.40

④販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 （自　令和５年１月１日 至　令和５年12月31日）	前期比（%）
ＩＴコンサルティング事業　（千円）	667,981	103.96
デジタルサイネージ事業　（千円）	100	－
合計　（千円）	668,081	103.98

（注）最近２事業年度の主な取引先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 （自　令和４年１月１日 至　令和４年12月31日）		当事業年度 （自　令和５年１月１日 至　令和５年12月31日）	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
シマノセールス株式会社	198,520	30.9	－	－
オートリブ株式会社	106,123	16.5	136,836	20.4
アイエスジー株式会社	－	－	106,620	15.9

２．経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、決算日における資産及び負債の状況に基づき、将来の費用として発生が見込まれるものにつきましては一般に合理的と認められる方法により、慎重な見積り及び判断を行っておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

「第２　事業の状況　３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　１．経営成績等の状況の概要　(1) 財政状態及び経営成績の状況 a.財政状態」に記載のとおりであります。

(3) 経営成績の分析

「第２　事業の状況　３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　１．経営成績等の状況の概要　(1) 財政状態及び経営成績の状況 b.経営成績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第２　事業の状況　３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　１．経営成績等の状況の概要　(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第２　事業の状況　２　事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、独立系コンサルティングファームとして、ビジネスコンサルティング及びシステムコンサルティング事業をもって、国内上場企業、中堅企業、海外企業をお取引先として、ＥＲＰやＨＣＭソリューション、働き方改革や業務効率化ソリューションの導入・運用支援のサービスを提供してまいりました。

最近の当社を取り巻く市場環境を見渡してみると、当社の主力事業であるＥＲＰソリューションに関連するコンサルティング事業領域においては、既存の顧客である大企業へはバージョンアップやクラウドへの移行、管理会計やデータ活用、セキュリティ強化といった周辺事業領域の商談に力を入れております。また、中堅中規模企業や新興企業へのＥＲＰソリューションの導入支援については、クラウドＥＲＰを取扱う当社にとって商談の機会の増加が見込めるため、「人的資源の確保と育成」に力を入れ当社の主力事業であるＥＲＰソリューションに尽力いたします。

次期事業年度の見通しにつきましては、売上高700百万円（当事業年度比4.3%増）、営業利益35百万円、経常利益35百万円、当期純利益22百万円を見込んでおります。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、労務費、外注費等の製造費用及び販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要としては資本業務提携に係る株式の取得等であります。

運転資金等は、自己資金及び金融機関よりの借入金を基本としております。また、投資を目的とした資金は、第三者割当による増資を基本としております。

なお、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、680百万円となっております。

(8) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「第２　事業の状況　３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　２．経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容　(6)経営戦略の現状と見通し」に記載のとおりであります。

当社は、中長期経営計画「VISION2025」（令和元年12月期～令和７年12月期）基づき、積極的に企業価値ならびに株主価値の向上を目指し、収益構造の改革及び事業領域の拡大を推進すると共に、長期間において成長し続けるために必要な事業基盤の整備を進めております。

中長期経営計画の基本方針における取り組み状況は以下の通りです。

① 財務基盤の充実と戦略的な投資計画の実行

戦略的な投資を実行するための資金として、新株予約権の行使による増資により156百万円を調達しました。

② 資本・業務提携、M&Aによる短期間での業容の拡大

当社におけるM&A戦略を策定し、複数のM&A仲介会社や銀行の協力を得て、当社との間でシナジーが見込める企業に対して積極的に資本・業務提携やM&Aの検討を進めました。

③ 株主還元策の充実

株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけ、株主の皆様との対話方法や関係性構築のありかたを含めて総合的な検討を行っております。

④ 人材の拡充、社員の多能化推進、ワークライフバランスの向上

人材の確保・育成に重点を置き、社員の多能化を推進することで、よりお客様のビジネス成長に貢献することができる体制を整えることを目的として、人事制度の改革を進めております。

当初の計画では令和７年度が中期経営計画の最終年度となりますが、新型コロナウイルス感染症による影響を受け営業機会の減少等によって当初計画した業績の達成が困難な状況となりましたため、令和３年12月期に設定をしていた業績目標値を１年間先延ばしました。

中長期経営計画「VISION2025」（令和元年12月期～令和７年12月期）の５年目である令和５年12月期の達成・進捗状況は以下の通りです。

売上高は計画比51,918千円減（7.2%減）となりました。これは、プロジェクト開始時期の遅れやリソース不足による外注費の増加によるものが主な原因となります。

指標	令和５年12月期 （計画）	令和５年12月期 （実績）	計画比
売上高	720,000千円	668,081千円	△51,918千円（△7.2%）
営業利益	35,000千円	△1,302千円	△36,302千円（　－　）
当期純利益	22,000千円	△73,130千円	△95,130千円（　－　）

5【経営上の重要な契約等】

当事業年度において、特記すべき経営上の重要な契約等はありません。

6【研究開発活動】

当事業年度において、特記すべき研究開発活動はありません。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は246,961千円（建設仮勘定を含む）であり、その主な内容は、デジタルサイネージ事業におけるアドトラックへの投資であります。

なお、ＩＴコンサルティング事業における設備投資はありません。

２【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

令和５年12月31日現在

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数（人）
			建物	工具、器具及び備品	合計	
本社（東京都千代田区）	ＩＴコンサルティング事業	建物附属設備 情報通信機器等	―	―	―	26(1)
スキルセンター（東京都台東区）	ＩＴコンサルティング事業	建物附属設備 情報通信機器等	1,674	148	1,823	―

（注）本社及びスキルセンターの社屋は賃借物件で、その概要は次のとおりであります。

令和５年12月31日現在

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	従業員数（人）	床面積（㎡）	年間賃料（千円）
本社（東京都千代田区）	ＩＴコンサルティング事業	建物	26(1)	344.6	16,915
スキルセンター（東京都台東区）	ＩＴコンサルティング事業	建物	―	242.0	7,272

従業員数の（　）は、臨時雇用者数を外書しております。

３【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資につきましては、景気予測、事業計画、投資効率等を総合的に勘案して行っております。

(1) 重要な設備の新設

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額（千円）		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額	既支払額		着手	完了	
本社（東京都千代田区）	デジタルサイネージ事業	アドトラック	未定（注）１	246,961	自己資金	令和５年10月	未定（注）１	（注）２

（注）１．アドトラックの仕様について検討中であるため、投資予定金額及び完了予定日は未定であります。
２．完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため記載を省略しております。
３．既支払額には、建設仮勘定を含んでおります。

(2) 重要な設備の除去等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) （令和５年12月31日）	提出日現在発行数(株) （令和６年３月 28日）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	24,291,132	24,291,132	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株
計	24,291,132	24,291,132	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第７回新株予約権
決議年月日	令和５年12月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　７
新株予約権の数（個）　※	20,000（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）　※	2,000,000（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	143
新株予約権の行使期間　※	自　令和８年１月15日 至　令和16年１月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　143 資本組入額　71.5

新株予約権の行使の条件　※	①本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が200円（但し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を上回っている場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。 ②上記①に加えて新株予約権者は、本新株予約権の行使をする時点において、直近の当社の有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様）に記載された営業利益が黒字である場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。 ③上記①及び②に関わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の１ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50％を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 （a）当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 （b）当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 （c）当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 （d）その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 ④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑥各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。 ⑦新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 （１）交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 （２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。 （３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。 （４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 （５）新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を行使することができる期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間に定める行使期間の末日までとする。 （６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。 （７）譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会（当該再編対象会社が取締役会非設置会社の場合には株主総会）の決議による承認を要するものとする。 （８）その他新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。 （９）新株予約権の取得事由及び条件 新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。 （10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

※　本新株予約権の付与日（令和６年１月15日）における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在（令和６年２月29日）において、これらの事項に変更はありません。

（注）本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分

割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times 1株当たり払込金額}{新規発行前の1株当たり時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	令和５年６月30日
新株予約権の数（個）※	21,505
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	－
新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　2,150,500（新株予約権１個につき100株）（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	279
新株予約権の行使期間※	令和５年７月18日から令和８年７月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　　279円 資本組入額　　139.5円
新株予約権の行使の条件　※	(1) 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。 (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項　※	会社法第236条第１項第６号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。 (1)新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１個未満の端数は切り捨てる。 (2)新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式 (3)新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１株未満の端数は切り上げる。 (4)新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１円未満の端数は切り上げる。 (5)新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。 (6)新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

※　当事業年度の末日（令和５年12月31日）における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在（令和６年２月29日）において、これらの事項に変更はありません。

（注）当社が行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
令和元年５月８日（注１）	－	18,500,732	△1,017,159	204,024	－	303,992
令和元年８月20日（注２）	500,000	19,000,732	30,000	234,024	30,000	333,992
平成31年１月１日～令和元年12月31日（注３）	500,000	19,500,732	30,420	264,444	30,420	364,412
令和２年１月１日～令和２年12月31日（注３）	2,300,000	21,800,732	139,932	404,376	139,932	504,344
令和３年１月１日～令和３年12月31日（注３）	1,300,000	23,100,732	79,092	483,468	79,092	583,436
令和５年７月18日（注４）	1,190,400	24,291,132	149,990	633,458	149,990	733,426

(注) １．資本金の減少は欠損填補によるものであり、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

２．有償第三者割当増資　　500千株　　発行価格　120円　　資本組入額　60円
割当先　マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

３．新株予約権の行使による増加であります。

４．有償第三者割当増資　　1,190,400株　　発行価格　252円　　資本組入額　126円
割当先　B&Dエナジー投資事業有限責任組合

（５）【所有者別状況】

令和５年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	1	22	30	24	14	3,475	3,566	―
所有株式数（単元）	―	384	31,024	9,452	116,285	787	84,957	242,889	2,232
所有株式数の割合（%）	―	0.16	12.77	3.89	47.88	0.32	34.98	100.0	―

（注）自己株式237株は「個人その他」に２単元及び「単元未満株式の状況」に37株を含めて記載しております。

（６）【大株主の状況】

令和５年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
GX PARTNERS CO., LIMITED（常任代理人 三田証券株式会社）	UNIT 2701-08,27/F.,SHUI ON CENTRE,NOS.6-8 HARBOUR ROAD, WANCHAI,HONG KONG（東京都中央区日本橋兜町３番１１号）	5,872	24.18
INTERACTIVE BROKERS LLC（常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社）	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH,CONNECTICUT 06830 USA（東京都千代田区霞が関３丁目２番５号）	2,019	8.31
MONEX BOOM SECURITIES (H.K.) LIMITED （常任代理人　マネックス証券株式会社）	25/F., AIA TOWER, 183 ELECTRIC ROAD, NORTH POINT, HONG KONG（東京都港区赤坂１丁目１２－３２）	1,595	6.57
B&Dエナジー投資事業有限責任組合 無限責任組合員　モダンパス合同組合 代表社員　勝山　博文	東京都千代田区一番町２２番地３	1,190	4.90
岡三にいがた証券株式会社	新潟県長岡市大手通１丁目５－５	950	3.91
楽天証券株式会社	東京都港区南青山２丁目６番２１号	738	3.04
VALUE CONSULTANT LIMITED（常任代理人　三田証券株式会社）	ROOM 2704, SHUI ON CENTRE, ６－８ HARBOUR ROAD,WANCHAI HONG KONG（東京都中央区日本橋兜町３－11）	607	2.50
BANK JULIUS BAER AND CO.LTD. SINGAPORE　CLIENTS（常任代理人 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）	７ STRAITS VIEW, ２８－０１ MARINA ONE EAST TOWER SINGAPORE 018936（東京都千代田区丸の内２丁目７－１）	455	1.88
株式会社ゼット	東京都中央区銀座８丁目１５－３	454	1.87
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内２丁目７－３	414	1.71
計	―	14,298	58.86

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

令和５年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 200	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 24,288,700	242,887	―
単元未満株式	普通株式 2,232	―	―
発行済株式総数	24,291,132	―	―
総株主の議決権	―	242,887	―

②【自己株式等】

令和５年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ジェクシード	東京都千代田区神田錦町3-17-11	200	―	200	0.00
計	―	200	―	200	0.00

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
保有自己株式数	237	―	237	―

（注）当期間における保有自己株式数には、令和６年３月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

３【配当政策】

当社は、細心かつ果敢な事業活動により適正利潤をあげ、事業等への効果的な再投資を行うとともに、適正配当を安全に行うことで、株主利益の極大化を目指しております。当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つとして考えており、業績見込み及び財務体質等を総合的に踏まえて、内部留保の充実を勘案しながら業績の成長に見合った利益還元を行っていくことを利益配分の基本方針としております。

当社は、年１回の期末配当を行うことを基本方針とし、これに加え、取締役会の決議により、毎年６月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今期の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配としております。また、次期の配当につきましては、当社事業の回復状況を慎重に観察し、利益剰余金の状況を含めた財政状態の改善を見据えた判断を行った上で適切な配当を検討いたします。事業の回復傾向を継続的に維持し、早期の復配を目指し、安定的な経営基盤の確保に努めてまいります。

４【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの概要】

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性や公正さを確保するとともに、経営リスクを組織的に回避して、継続的な企業価値の向上に向け、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要な経営課題の１つであると認識しています。

こうした目的を達成するために、当社では、法令等遵守の徹底、内部統制機能の強化を通して、経営の健全化と透明性の確保を重視しています。

②　企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。

以下のコーポレート・ガバナンスの状況については、本有価証券報告書提出日現在の状況を記載しております。

・取締役会

取締役８名で構成される取締役会は、毎月１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、並びに当社及び関連会社の業務執行の監督を行っております。なお、当社では、戦略的かつ迅速な経営を実現し、競争力を維持・強化するために執行役員制を導入し、経営の意思決定・業務執行の監督（取締役）と、業務執行（執行役員）を分離し役割分担の明確化を図っております。取締役会の意思決定を要する重要事項については、経営会議及び各種会議で事前審議を行っております。

取締役会の構成員の詳細につきましては、「(2)役員の状況」に記載のとおりであります。取締役会の議長は、代表取締役兼社長執行役員の今井俊夫が務めております。

・監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役４名で構成され、全員が独立性の高い社外取締役であります。なお、毎月定例監査等委員会と必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、経営の適法性及び妥当性の監査を行うこととしております。委員長は、必要に応じて、経営会議、その他の重要会議に出席し、執行役員の職務遂行状況について法令遵守及び企業倫理の観点からも充分な監査を継続的に行う体制となっております。また、会計監査人との意見交換会を定期的に開催することとしております。当社は、経営全般にわたり法令を遵守し、迅速かつ的確な意思決定と執行を図るとともに、透明性を確保するために、このような体制を採用しております。

監査等委員会の構成員の詳細につきましては、「(2)役員の状況」に記載のとおりであります。監査等委員会の委員長は、寺尾潔が務めております。

ロ．取締役会の活動状況

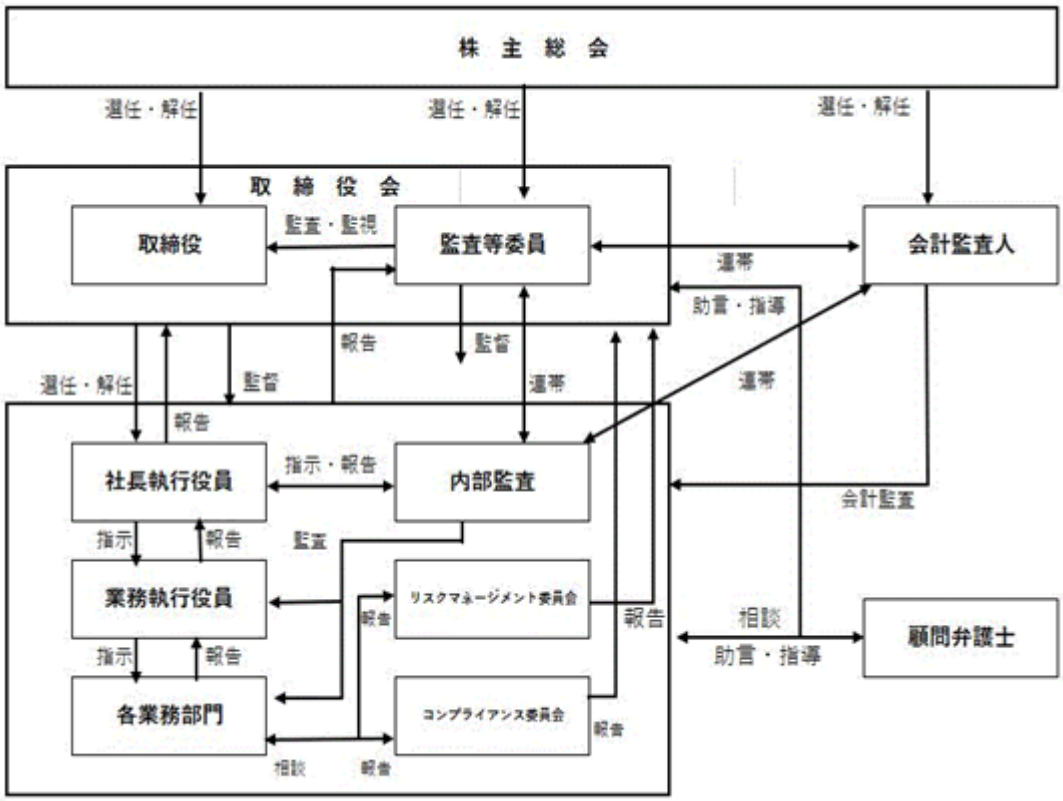
当事業年度において当社は取締役会18回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
今井　俊夫（注）	11回	11回
曹　亦然（注）	11回	９回
辛　澤	18回	15回
松田　華織	18回	15回
寺尾　潔	18回	17回
大澤　健太郎	18回	17回
陸　敏	18回	18回
新井　良　（注）	７回	７回

（注）今井俊夫及び曹亦然は、令和５年３月30日に就任後、当事業年度に開催された取締役会11回のうち、今井俊夫は11回すべてに出席し、曹亦然は９回出席いたしました。また、新井良は、当事業年度の開始から令和５年３月30日の退任までに開催された取締役会７回のすべてに出席しました。

当事業年度における取締役会での具体的な検討内容は、四半期及び期末決算の評価・承認、決算賞与支給の検討、予算の評価・承認、月次業績の分析、各種人事の承認、育児・介護休業法改正への対応、新規事業開始への評価・承認等であります。

業務執行の体制、経営監視及び内部統制は下図のとおりです。



ロ．当該体制を採用する理由

上記の体制を採用する理由として、監視体制の強化により一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るためであります。

③　企業統治に関するその他の事項

・ 内部統制システムの整備の状況

当社が、意思決定の明確化、迅速化及び、経営の透明化、効率化を一層推進するために、現在運用している様々な制度等を、充実、強化するために必要な事項について、再考・再検討を行っていくために取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

○ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、役職員を対象とした行動指針として企業行動憲章を定め、周知徹底させる。

コンプライアンス担当を置き、監査等委員と連携して内部統制を推進する組織を設置するとともに、コンプライアンス規程を設けコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。

○ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役会に対する報告に関しては、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

○ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

○ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の業務補助のため必要に応じて、監査等委員会スタッフを置くこととし、人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

○ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。また、前記にかかわらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

監査等委員は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、事業部門会議その他の重要な会議等に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。

○ その他のコーポレート・ガバナンス強化のための施策

当社は、幅広く現場の意見を聴取し、当該意見をいち早く経営に反映させるため、週次で経営会議を開催する。内部監査担当は、内部監査を実施することにより、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に努める。

また、担当役員及び従業員により構成されるリスクマネジメント委員会は、リスクの捕捉、管理活動の一端として、コーポレート・ガバナンス上の問題点を適時把握し、その解決に努める。

○ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力及び団体による経営活動への関与や被害を防止するために、企業行動憲章において、反社会的勢力及び団体からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針に定めるとともに、組織的体制を整備し、警察当局等と連携した情報収集や役員・従業員に対する啓発活動等により、関係の排除に取り組む。

・リスク管理体制の整備の状況

リスクマネジメント委員会を設置するとともに、リスクマネジメント規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスクマネジメント委員会へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。

・子会社、関連会社等の業務の適正を確保するための体制整備の状況

業務の適正を確保するため、コンプライアンス・ポリシーを定め、コンプライアンス体制を構築する。

子会社、関連会社等の関係会社管理の担当者を置き、子会社、関連会社管理一覧を定め、子会社、関連会社等の状況に応じて必要な管理を行う。

リスクマネジメント委員会は、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

・責任限定契約の内容の概要
　当社と社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。
　また、当社の会計監査人であるフロンティア監査法人とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の会計監査人として在職中に報酬及び職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に２を乗じた額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。

・取締役の定数
　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内、監査等委員である取締役は５名以内とする旨定款に定めております。

・取締役の選任及び解任の決議要件
　当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。
　また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。
　解任については、株主総会で解任されたとき並びに会社法第 331 条第１項に定める取締役の欠格事由に該当したときと規程に定めております。

・取締役会で決議できる株主総会決議事項
イ．取締役の責任免除及び監査等委員である取締役の責任免除に関する経過措置
　当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定められる要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。
　当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、第52期定時株主総会終結前の行為に関する監査等委員である取締役（監査等委員である取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。
ロ．自己株式の取得
　当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能にするためであります。
ハ．剰余金の配当
　当社は、会社法第454条第５号の規定により、取締役会の決議によって毎年６月30日を基準として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

・責任限定契約の内容の概要
　当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。
　当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

・株主総会特別決議要件
　当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

（２）【役員の状況】

①　役員一覧

男性　6名　女性　2名　（役員のうち女性の比率25.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役	今井　俊夫	昭和37年９月26日生	昭和61年４月　株式会社ニッセイコム　入社 昭和63年10月　日本アイ・ビー・エム株式会社　入社 平成10年４月　同社　GB事業部流通営業部長 平成16年８月　フューチャーアーキテクト株式会社　入社　流通事業部営業部長 平成19年３月　コムテック株式会社　入社　執行役員　マーケティング・サポート事業本部長 平成25年11月　株式会社イグアス　入社　新規事業本部長 平成29年１月　タクトシステムズ株式会社　入社　執行役員 営業部長 令和３年７月　当社　入社　専務執行役員 営業本部長 令和５年３月　当社 代表取締役　社長執行役員(現任)	（注）３	―
取締役	曹　亦然	昭和60年７月24日生	平成22年９月　上海森葉法律事務所　入所 平成24年９月　King & Wood Mallesons法律事務所　入所 平成25年４月　東瑞盛世利（上海）商業保理有限公司　入社　法務部長 平成26年11月　聯蔚（上海）融資租賃有限公司　入社　代表取締役兼執行役員 中国地質鉱業（香港）有限公司　入社　副総裁兼コンプライアンス部総括部長 平成28年４月　邦信陽中建中匯法律事務所　入所（現任） 令和５年２月　当社　入社　執行役員 令和５年３月　当社　取締役（現任）	（注）３	―
取締役	辛　澤	昭和40年３月21日生	平成25年６月　香港　BMI Hospitality Service Limited（現　GX PARTNERS CO., LIMITED）代表取締役 平成27年11月　株式会社ランニング設立　代表取締役就任（現任） 令和３年６月　石垣食品株式会社　取締役（現任） 令和３年10月　当社　取締役（現任）	（注）３	―
取締役	松田　華織	昭和53年６月18日生	平成17年６月　野村企業諮詢（上海）有限公司　入社 平成23年７月　復星集団　入社 平成27年３月　同社　東京執行首席代表 平成27年７月　復星マネジメント・ジャパン会社　代表取締役 平成27年９月　株式会社イデラキャピタルマネジメント　社外取締役 令和元年６月　上海金晨碧雲投資管理有限公司　顧問（現任） 令和２年９月　株式会社Not　取締役（現任） 令和３年10月　当社　社外取締役（現任）	（注）３	―
取締役（監査等委員）	寺尾　潔	昭和44年８月19日生	平成６年４月　辰巳共同会計事務所（現辰巳監査法人）入所 平成10年５月　寺尾公認会計士事務所（現I&R会計事務所）　開業 平成22年９月　㈱I&Rビジネスアシスト　代表取締役（現任） 平成27年２月　㈱E-FAS　代表取締役（現任） 令和２年１月　辰巳監査法人　代表社員（現任） 令和２年３月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任）	（注）４	―

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役（監査等委員）	大澤　健太郎	昭和49年10月22日生	平成12年１月　司法書士中島圭一事務所　入所 平成14年８月　司法書士事務所アルファ・パートナーズ開業　代表司法書士（現任） 令和２年３月　当社　社外取締役 令和３年３月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任）	（注）４	―
取締役（監査等委員）	陸　敏	昭和47年５月30日生	平成18年３月　燦坤日本電器株式会社　入社 平成20年８月　株式会社セイコーインターナショナル　入社 平成28年10月　株式会社三友商事　管理部部長 平成30年９月　gippro japan株式会社　転籍　経理部部長 令和元年12月　瑞龍バイオハイティック株式会社　転籍　管理部部長（現任） 令和４年３月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任）	（注）４	―
取締役（監査等委員）	仲摩　昌三	昭和33年11月30日生	昭和56年４月　大分県竹田市役所　入所 昭和59年３月　警視庁　入庁 令和元年10月　株式会社セブンアイ・ホールディングス　総務部　渉外担当（現任） 令和６年３月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任）	（注）４	―
計					―

（注）１．取締役松田華織氏、監査等委員である取締役寺尾潔氏、大澤健太郎氏、陸敏氏及び仲摩昌三氏は社外取締役であります。
２．当社の監査等委員会については次のとおりであります。
委員長　寺尾　潔、委員　大澤　健太郎、委員　陸　敏、委員　仲摩　昌三
３．令和６年３月28日就任後、１年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで。
４．令和６年３月28日就任後、２年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は松田華織氏、寺尾潔氏、大澤健太郎氏、陸敏氏及び仲摩昌三氏の５名(監査等委員ではない取締役１名、監査等委員である取締役４名)を選任しております。当社では、社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

各社外取締役と当社との人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はございません。

松田華織氏は、日本および中国におけるビジネスに関して、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しておられることを当社の経営にいかして頂き、社外取締役として業務執行体制に対する助言・協力を期待し、社外取締役をお願いするものであります。

寺尾潔氏は、公認会計士として監査法人における多様な監査経験があるとともに、ベンチャー企業でのCFO の経験を有しており、また、数多くのM&A支援の経験、経営者としての知見を有しております。豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことを期待し、社外取締役をお願いするものであります。

大澤健太郎氏は、司法書士としての豊富な実務経験と数多くの組織再編の支援の経験・知見を有しており、の知力を当社の経営に反映していただくことを期待し、社外取締役をお願いするものであります。

陸敏氏は、女性及び外国人であり、ダイバシティの流れにふさわしい人物です。管理部門の豊富な経験と知見を有している同氏の経験・見識、多様な立場からの意見を当社の経営に反映し、当社経営陣に対する適切な監督と助言を期待して社外取締役をお願いするものであります。

仲摩昌三氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年警視庁に勤務され、その経験から社内のコンプライアンス遵守を指導いただくにふさわしい人物です。豊富な経験と知見を有している同氏の経験・見識を当社の経営に反映し、当社経営陣に対する適切な監督と助言を期待し、社外取締役をお願いするものであります。

なお、松田華織氏、寺尾潔氏、大澤健太郎氏、陸敏氏及び仲摩昌三氏については、東京証券取引所に定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

当社は、社外取締役（監査等委員を含む）を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

５名とも一般株主との利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を備えております。また、内部監査担当は、監査等委員及び会計監査人と、必要に応じて情報交換を行うことにより相互の連携を高めております。

（３）【監査の状況】

①　監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、社外監査等委員４名から構成されています。監査等委員のうち１名は外国人の女性であり、監査等委員における女性比率は25%です。監査等委員会は、取締役会開催に先立ち定期的に開催されるほか必要に応じて随時開催されます。監査等委員は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、積極的に意見表明を行っています。

・寺尾潔監査等委員は、公認会計士として監査法人における多様な監査経験を有しており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。大澤健太郎監査等委員は、司法書士としての豊富な実務経験を有しております。陸敏監査等委員は、女性であり外国人であり、管理部門での豊富な経験・見識を有しております。仲摩昌三監査等委員は、長年警視庁に勤務され、コンプライアンス遵守を指導いただける豊富な経験・見識を有しております。以上４名に経験及び知識の活用をお願いし、監査等委員に選任しています。

・当社の監査等委員会監査基準は監査等委員の職責と心構え、監査体制のあり方、監査にあたっての基準及び行動の指針を定めています。監査等委員会は、法令、定款及び監査等委員会規程の定めるところにより、監査に係る重要事項について報告を受け、協議して決議をします。

・監査等委員会は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針及び監査計画を作成します。有効かつ効率的な監査の実施のため、会計監査人及び内部監査部とは緊密な連携を図っています。当事業年度は、計13回の監査等委員会を開催し、取締役会に付議される主要案件の内容及び審議過程並びに当社内部統制上の課題等の執行状況の他、監査上の主要な検討事項等につき、関係者との意見交換の上で審議・検討を行いました。

・監査等委員は、業務監査として取締役の職務執行の監査、取締役会等の意思決定の監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査、会計監査として会計監査人の独立性の監視及び財務報告体制の監査、会計方針・会計処理等の監査、計算書類などの監査、会計監査人からの報告の監査、更にコーポレートガバナンスの監査にあたります。

・監査等委員は、経営会議を始めとする社内の重要な会議または委員会に必要に応じて出席します。また、監査等委員全員による社長との会談を開催するほか、取締役また執行役員との個別的な面談において報告及び意見交換を行いますまた、監査法人とも情報交換をいたします。その他、監査等委員は内部監査担当より内部監査の報告を受け、内部監査レビュー会に出席し、被監査組織に対して所感を伝えます。

・監査等委員は、会計監査人と四半期毎のレビュー状況等の会計監査の状況について適時に報告を受け、当社対応状況等の監査環境についても意見交換を行います。

・当社は、会社法第427条第1項に基づき、各監査等委員との間で、法令の定める限度まで監査等委員の責任を限定する契約を締結しています。

令和５年１月１日から令和５年12月31日における各監査等委員の監査等委員会の出席状況は以下の通りです。

役職名	氏　名	開催回数	出席回数
社外取締役監査等委員	寺尾　潔	14回	14回
社外取締役監査等委員	大澤　健太郎	14回	13回
社外取締役監査等委員	陸　敏	14回	14回

②　内部監査の状況

・内部監査担当は、社長の命または承認に基づき、経営目標の効果的な達成に資することを目的として、内部統制の整備・運用状況を、業務の有効性・効率性、財務報告等の信頼性、法令遵守、及び会社資産の保全の観点から評価します。また、それぞれの組織におけるリスクマネジメント、組織目標の達成に向けて経営陣等が実施する各種方針及び組織目標の達成に向けた活動に対する経営陣による指揮・監視等のプロセス及びガバナンスにおける各プロセスの妥当性・有効性を評価し、その改善に向けて助言・提言を行います。

・内部監査の独立性・客観性を担保するため、内部監査部は社長直轄の組織としています。なお、各年度の内部監査方針は内部監査計画とともに社長の承認を得る必要があります。内部監査は、監査対象組織に対して事前の予告をして、または予告なしで実施します。監査人は内部監査報告書の作成に先立ち監査対象組織に対し内部監査結果の講評を行い、指摘事項については充分意見の交換を行います。監査結果は社長に報告し、改善すべき事項は改善状況の報告を求め、再評価を行います。また、必要に応じ、取締役会及び監査等委員会に出席し、監査結果の報告を行える体制を整えております。

・内部監査室は内部監査終了後１年以内に改善状況の実地確認を行い、問題発生の未然防止を図っております。なお、当社は高いレベルでのコンプライアンス経営を実現するため、弁護士と顧問契約を締結しております。

また、会計監査人及び監査等委員会と連携することでさらに実効性の高い内部監査が実施できるよう努めております。

③　会計監査の状況

１）会計監査人の名称

フロンティア監査法人

２）継続監査期間

15年間

３）業務を執行した公認会計士

藤井　幸雄

青野　賢

４）監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　１名　　その他　２名

５）監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の独立性および専門性等に疑義が生じられる事由が発生し、会計監査人の職務の適切な遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定します。取締役会は、当該決定に基づいて会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づいて会計監査人を解任いたします。

監査等委員会は、フロンティア監査法人が独立性および必要な専門性を有すること、監査体制が整備されていること、監査範囲および監査スケジュール等具体的な監査計画ならびに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、同監査法人を総合的に評価し、選定しております。

６）監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、当社における「会計監査人の評価および選定の基準」に基づき、フロンティア監査法人の独立性、品質管理体制、監査の実施体制、監査報酬見積額等を総合的に勘案し、同監査法人が適正な監査を遂行しているものと評価しております。

④　監査報酬の内容等

１）監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
16,200	－	17,500	－

２）監査公認会計士等と同一ネットワークに属する組織に対する報酬（「１）監査公認会計士等に対する報酬」を除く）

該当事項はありません。

３）その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

４）監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査業務の履行に必要な作業項目別に監査従事者１人当たりの時間単価に業務時間数を乗じた額を積算した監査報酬見積額に対して、内容の説明を受け、監査等委員会の同意のもと決定します。

５）監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施体制、監査報酬見積額の算定根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

（４）【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、令和４年３月30日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の報酬等については、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役とに区別し、株主総会で承認された取締役報酬等の範囲内で算定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については取締役会で、各取締役の担当する役位、職責、経営貢献度等を総合的に勘案し決定しております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員報酬規程に基づき、職務、資格等を勘案のうえ算定し、監査等委員である取締役の協議で決定しております。なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額が、取締役会で決議された決定方針と整合しているかを、取締役会にて確認していることから、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本報酬に関する方針

各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額については、代表取締役に一任して決定をしております。

b.報酬等の決定の委任に関する事項

当事業年度における当社取締役の報酬の額は、取締役会により一任された前代表取締役今井俊夫が決定しております。

取締役会において代表取締役に一任した理由は、各取締役の担当職務、会社業績、貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには、それらを最も良く把握している代表取締役が適していると判断したためであります。

c.上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

平成28年３月30日開催の第52期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査等委員の報酬限度額は、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は３名であり、取締役（監査等委員）の員数は３名であります。

②提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。）（社外取締役を除く。）	36,381	36,381	－	－	－	4
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）	－	－	－	－	－	－
社外役員	5,280	5,280	－	－	－	4

（注）上記には、令和５年３月30日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

③役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在していないため、記載しておりません。

④使用人兼務役員の使用人分のうち重要なもの

該当事項はありません。

（５）【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的である投資株式は保有しておらず、投資株式の区分の基準及び考え方は定めておりません。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ａ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、既存事業領域における事業の拡大、新規事業領域への進出に向けて、当社との間でシナジーが期待できると判断された企業の株式を保有しています。

株式保有については、保有の合理性、減損リスク、株式の価格変動に対するリスク等を踏まえて、取締役会で検討し、取引の安定や関係強化等に必要であると判断する株式については保有し、保有意義が希薄化してきたと判断する株式について見直しを進めてまいります。

ｂ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	1	18,459

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

該当事項はありません。

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

該当事項はありません。

ｃ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

（特定投資株式）

銘柄	当事業年度 株式数（株） 貸借対照表計上額（千円）	前事業年度 株式数（株） 貸借対照表計上額（千円）	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
株式会社ソフトフロントホールディングス	227,900	700,000	当社との事業上のシナジーを期待して保有しておりましたが、資本業務提携を解消したため売却を進めております。	無
	18,459	60,200		

（注）定量的な保有効果については、記載が困難であるため、記載しておりません。また、保有の合理性を検証した方法につきましては、「a　保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」をご参照ください。

（みなし保有株式）

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第５【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（令和５年１月１日から令和５年12月31日まで）の財務諸表について、フロンティア監査法人により監査を受けております。

なお、金融商品取引法第24条の２第１項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の連結財務諸表及び財務諸表について、フロンティア監査法人による監査を受けております。

３．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構等が主催する研修への参加等の取組みを行っております。

1【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （令和４年12月31日）	当事業年度 （令和５年12月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	748,477	730,583
売掛金	77,239	99,811
仕掛品	2,363	3,216
前払費用	6,220	4,911
未収入金	3,051	21,354
仮払金	－	※1 45,480
前渡金	－	6,770
未収消費税等	－	9,251
貸倒引当金	△467	△918
流動資産合計	836,885	920,461
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,583	7,583
減価償却累計額及び減損損失累計額	△5,761	△5,909
建物（純額）	1,822	1,674
工具、器具及び備品	7,168	7,168
減価償却累計額及び減損損失累計額	△6,983	△7,020
工具、器具及び備品（純額）	185	148
建設仮勘定	－	246,961
有形固定資産合計	2,007	248,785
無形固定資産		
ソフトウエア	589	0
無形固定資産合計	589	0
投資その他の資産		
投資有価証券	116,450	18,459
関係会社株式	20,000	0
敷金及び保証金	9,943	9,657
長期前払費用	－	12
投資その他の資産合計	146,393	28,130
固定資産合計	148,990	276,915
資産合計	985,875	1,197,376

（単位：千円）

	前事業年度 （令和４年12月31日）	当事業年度 （令和５年12月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	19,031	32,219
１年内返済予定の長期借入金	22,188	－
未払金	5,535	19,789
未払費用	8,625	5,343
賞与引当金	17,300	－
未払法人税等	13,242	2,603
未払消費税等	11,767	－
前受金	686	4,955
仮受金	－	※１ 1,281
預り金	7,397	5,483
流動負債合計	105,774	71,676
固定負債		
退職給付引当金	23,907	23,949
固定負債合計	23,907	23,949
負債合計	129,681	95,626
純資産の部		
株主資本		
資本金	483,468	633,458
資本剰余金		
資本準備金	583,436	733,426
資本剰余金合計	583,436	733,426
利益剰余金		
利益準備金	550	550
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△193,730	△266,311
利益剰余金合計	△193,180	△266,361
自己株式	△29	△29
株主資本合計	873,694	1,100,544
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△17,500	△6,837
評価・換算差額等合計	△17,500	△6,837
新株予約権	－	8,042
純資産合計	856,194	1,101,750
負債純資産合計	985,875	1,197,376

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　令和４年１月１日 至　令和４年12月31日）	当事業年度 （自　令和５年１月１日 至　令和５年12月31日）
売上高	642,513	668,081
売上原価	492,005	516,101
売上総利益	150,508	151,980
販売費及び一般管理費	※1 126,597	※1 153,321
営業利益	23,910	△1,302
営業外収益		
受取利息	7	526
為替差益	－	18
その他	0	－
営業外収益合計	8	545
営業外費用		
支払利息	50	－
営業外費用合計	50	－
経常利益	23,867	△756
特別利益		
投資有価証券売却益	－	6,378
特別利益合計	－	6,378
特別損失		
投資有価証券評価損	－	※2 56,249
関係会社株式評価損	942	※3 19,999
特別損失合計	942	76,249
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	22,924	△70,627
法人税、住民税及び事業税	8,212	2,533
法人税等合計	8,212	2,533
当期純利益又は当期純損失（△）	14,711	△73,130

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　令和４年１月１日 至　令和４年12月31日） 金額（千円）	構成比（%）	当事業年度 （自　令和５年１月１日 至　令和５年12月31日） 金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費		222,393	46.5	184,636	35.7
Ⅱ　外注費		206,504	43.2	281,381	54.4
Ⅲ　経費		49,640	10.3	50,935	9.9
当期総製造費用		478,538	100.0	516,954	100.0
期首仕掛品棚卸高		15,830		2,363	
合　計		494,369		519,317	
期末仕掛品棚卸高		2,363		3,216	
当期製品製造原価		492,005		516,101	
期首商品棚卸高		－		－	
当期商品仕入高		－		－	
合　計		492,005		516,101	
期末商品棚卸高		－		－	
売上原価		492,005		516,101	

（注）原価計算の方法　　実際原価による個別原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　令和４年１月１日　至　令和４年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	483,468	583,436	583,436	550	△208,442	△207,892
当期変動額						
当期純利益					14,711	14,711
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	14,711	14,711
当期末残高	483,468	583,436	583,436	550	△193,730	△193,180

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△29	858,982	△8,400	△8,400	850,582
当期変動額					
当期純利益		14,711			14,711
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△9,100	△9,100	△9,100
当期変動額合計	－	14,711	△9,100	△9,100	5,611
当期末残高	△29	873,694	△17,500	△17,500	856,194

当事業年度（自　令和５年１月１日　至　令和５年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	483,468	583,436	583,436	550	△193,730	△193,180
当期変動額						
新株の発行	149,990	149,990	149,990	－		－
当期純損失（△）					△73,130	△73,130
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	149,990	149,990	149,990	－	△73,130	△73,130
当期末残高	633,458	733,426	733,426	550	△266,861	△266,311

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△29	873,694	△17,500	△17,500	－	856,194
当期変動額						
新株の発行		299,980				299,980
当期純損失（△）		△73,130				△73,130
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			10,663	10,663	8,042	18,705
当期変動額合計	－	226,849	10,663	10,663	8,042	245,555
当期末残高	△29	1,100,544	△6,837	△6,837	8,042	1,101,750

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自　令和４年１月１日 至　令和４年12月31日)	当事業年度 (自　令和５年１月１日 至　令和５年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	22,924	△70,627
減価償却費	2,585	774
敷金及び保証金の増減額（△は増加）	－	286
投資有価証券評価損	－	56,249
関係会社株式評価損	942	19,999
投資有価証券売却損益（△は益）	－	△6,378
貸倒引当金の増減額（△は減少）	95	451
賞与引当金の増減額（△は減少）	17,300	△17,300
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△1,104	42
受取利息	△7	△526
支払利息	50	－
売上債権の増減額（△は増加）	△35,221	△22,572
棚卸資産の増減額（△は増加）	13,467	△852
未収入金の増減額（△は増加）	16,948	△18,302
仮払金の増加（△は増加）	－	△45,480
仕入債務の増減額（△は減少）	3,868	13,188
未収消費税等の増減額（△は増加）	－	△9,251
未払消費税等の増減額（△は減少）	1,398	△11,767
未払金の増減額（△は減少）	952	14,253
仮受金の増加（△は減少）	－	1,281
その他	1,761	△6,400
小計	45,962	△102,934
利息の受取額	7	526
利息の支払額	△50	－
法人税等の支払額	△984	△13,142
法人税等の還付額	7	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,942	△115,549
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△260	△246,961
子会社の清算による収入	15,875	－
有価証券の売却による収入	－	58,782
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,615	△188,179
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△62,509	△22,188
株式の発行による収入	－	299,980
新株予約権の発行による収入	－	8,042
財務活動によるキャッシュ・フロー	△62,509	285,835
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,951	△17,894
現金及び現金同等物の期首残高	700,428	698,477
現金及び現金同等物の期末残高	※ 698,477	※ 680,583

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法を採用しております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～15年

工具、器具及び備品　４～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年以内)に基づく定額法、販売用ソフトウエアについては、見込有効期間（３年以内）に基づく償却額と見込販売数量に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

当社は、従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

５．収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、取引対価については、履行義務を充足してから概ね３ケ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ＩＴコンサルティング事業では、顧客に対するソフト開発等を行っております。これらの取引では主に顧客との請負契約に基づき、情報システムの設計、開発や導入を支援する履行義務等を負っております。作業の進捗に伴って顧客に成果が移転し、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断される案件については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積もりができないものの、発生する費用を回収することが見込ま

れる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。その他の案件については、成果物の納品が完了し、顧客による検収が行われた時点で収益を認識しております。

デジタルサイネージ事業では、主にデジタルサイネージ関連商品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品の販売については顧客に商品を引き渡し、検収が完了した時点で収益を認識しております。また、当社は収益を認識するにあたり、財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると認められる場合は本人取引、認められない場合は代理人取引として収益を認識しております。財又はサービスを顧客に提供する前に支配しているか否かについては、当該財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、在庫リスクを有していること及び価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

６．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

デジタルサイネージ事業に係る固定資産の評価

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

（千円）

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	－	246,961

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は固定資産の減損に係る見積りを適切に行うため、事業セグメントごとにグルーピングを行い、減損の兆候を判断します。兆候があると判断された資産等は減損損失の要否を判定します。

固定資産については、減損の兆候が存在する場合は、関連する事業の計画に基づいた将来キャッシュ・フローに基づいて減損の要否を判定しております。減損要否の判定に用いる将来キャッシュ・フロー等は一定の仮定に基づいて算定しており、経営環境の著しい悪化等による収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなった場合や市場価格が下落した場合、翌事業年度の財務諸表において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（未適用の会計基準等）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

（不適切な会計処理について）

当社は令和８年５月15日付け「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、当社の中古トラック売買に関し、不適切な取引が行われていた疑いが確認されたことに伴い、事実関係やその原因等を明らかにするために、専門性及び客観性のより高い調査を実施する必要があると判断し、令和８年５月15日付で外部の弁護士・公認会計士で構成される特別調査委員会を設置し、本件の事実関係の解明、本件による財務諸表への影響の有無及び影響額の検討、本件に類似する事案の有無の確認、本件が生じた原因の分析と再発防止策の提言を求めることといたしました。

その後、令和８年9月1日付け「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、当社は特別調査委員会より調査報告書を受領し、本件中古トラック売買において、不適切な取引が行われていたことが認められました。

本件中古トラック売買に関する不適切取引の取消しの結果を財務諸表等に反映するため、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されている財務諸表を訂正することといたしました。なお、今回の訂正にあたっては、訂正の原因となった事象を財務諸表に反映した結果として影響を受ける事項、過年度において重要性がないため訂正を行っていなかった事項の訂正も併せて行っております。

（貸借対照表関係）

※１　偶発債務

当社は、令和８年９月１日に受領した特別調査委員会の調査報告書における調査結果を踏まえ、売上、売上原価及び一般管理費の取消を行っております。これに伴い当該取引に関連して当社が取引先から受領した代金を仮受金に計上するとともに当該取引に関連して取引先に支払った代金を仮払金として計上しております。

流動資産の「仮払金」に含まれる当該取引に係る残高及び流動負債の「仮受金」に含まれる残高はそれぞれ次のとおりであります。

	前事業年度 （自　令和４年１月１日 至　令和４年12月31日）	当事業年度 （自　令和５年１月１日 至　令和５年12月31日）
仮払金	－千円	45,480千円
仮受金	－	1,281

２　偶発債務

開示記載違反に係る課徴金の発生

当社は、中古トラック売買に関する取引での売上処理等の不適切な会計処理について、特別調査委員会の調査報告書における調査結果を踏まえ、令和８年11月13日付で過年度における有価証券報告書を訂正いたしました。このため、今後、当社は金融庁から開示規制違反に係る課徴金の納付命令を受ける可能性があります。

（損益計算書関係）

※１　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度4.3%、当事業年度6.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度95.5%、当事業年度93.1%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　令和４年１月１日 至　令和４年12月31日）	当事業年度 （自　令和５年１月１日 至　令和５年12月31日）
役員報酬	21,480千円	38,070千円
給与手当	20,442	15,770
支払手数料	26,497	38,460
支払報酬	19,617	19,982
賞与引当金繰入額	3,988	2,788
退職給付費用	145	65
減価償却費	1,266	－
貸倒引当金繰入額	95	451

※２　投資有価証券評価損

当社が保有する投資有価証券（非上場株式１銘柄）について、取得価額に比べて実質価額が著しく下落したため、減損処理による投資有価証券株式評価損を56,249千円計上しております。

※３　関係会社評価損

当社が保有する関係会社株式（非上場株式１銘柄）について、取得価額に比べて実質価額が著しく下落したため、減損処理による関係会社株式評価損を19,999千円計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　令和４年１月１日　至　令和４年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	23,100,732	―	―	23,100,732
合計	23,100,732	―	―	23,100,732
自己株式				
普通株式	237	―	―	237
合計	237	―	―	237

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　令和５年１月１日　至　令和５年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	23,100,732	1,190,400	―	24,291,132
合計	23,100,732	1,190,400	―	24,291,132
自己株式				
普通株式	237	―	―	237
合計	237	―	―	237

（注）普通株式の発行済株式数の増加は、第三者割当増資による増加1,190,400株であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第６回新株予約権	普通株式	―	2,150,500	―	2,150,500	8,042
合計	―	―	2,150,500	―	2,150,500	8,042

（注）第６回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものです。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自　令和４年１月１日 至　令和４年12月31日）	当事業年度 （自　令和５年１月１日 至　令和５年12月31日）
現金及び預金勘定	748,477千円	730,583千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△50,000	△50,000
現金及び現金同等物	698,477	680,583

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金を金融機関等からの借入、新株予約権及び新株の発行により調達し、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。デリバティブ取引については行っておりません。

（２）金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は当社の賃貸契約における敷金であり、賃借先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結時に必要な確認を実施し、当該リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の支払期日は３ヶ月以内であります。借入金は主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであり、固定金利のため金利変動のリスクはありません。預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程等に従い担当部門が取引先状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握とリスクの低減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は借入金等について、総額に対する変動金利での調達割合を抑制する管理方針をとっております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は資金繰り計画を作成・更新し、適正な手許流動性を確保しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和４年12月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	60,200	60,200	－
(2)敷金及び保証金	9,943	9,237	△705
資産計	70,143	69,437	△705

なお、市場価格のない株式等（注．参照）及び重要性が乏しいものは次表には含めておりません。

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「１年内返済予定の長期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（令和５年12月31日）　　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	18,459	18,459	―
(2)敷金及び保証金	9,657	9,124	△533
資産計	28,117	27,583	△533

なお、市場価格のない株式等（注．参照）及び重要性が乏しいものは次表には含めておりません。

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

注．市場価格のない株式等は、「（１）投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度	当事業年度
投資有価証券	56,250	0
関係会社株式	20,000	0

（注）１．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和４年12月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	748,477	―	―	―
売掛金	77,239	―	―	―
未収入金	3,051	―	―	―
合計	828,767	―	―	―

当事業年度（令和５年12月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	730,583	―	―	―
売掛金	99,811	―	―	―
未収入金	21,354	―	―	―
未収消費税等	9,251	―	―	―
合計	839,646	―	―	―

（注）２．長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（令和４年12月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
長期借入金	22,188	―	―	―
合計	22,188	―	―	―

当事業年度（令和５年12月31日）

該当事項はありません。

３．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価で貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（令和４年12月31日）　　**（単位：千円）**

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	60,200	－	－	60,200
資産計	60,200	－	－	60,200

当事業年度（令和５年12月31日）　　**（単位：千円）**

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	18,459	－	－	18,459
資産計	18,459	－	－	18,459

②　時価で貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（令和４年12月31日）　　**（単位：千円）**

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	9,237	－	9,237
資産計	－	9,237	－	9,237

当事業年度（令和５年12月31日）　　**（単位：千円）**

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	9,124	ー	9,124
資産計	－	9,124	－	9,124

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場会社は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

敷金及び保証金

合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．子会社及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
関連会社株式	20,000	0

２．その他有価証券

前事業年度（令和４年12月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	60,200	77,700	△17,500
合計		60,200	77,700	△17,500

当事業年度（令和５年12月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	18,459	22,334	△6,837
合計		18,459	22,334	△6,837

３．売却したその他有価証券

当事業年度（令和５年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	58,782	6,378	－
合計	58,782	6,378	－

４．減損処理を行った有価証券

当事業年度（令和５年12月31日）

関連会社について19,999千円、投資有価証券について56,249千円減損処理を行っております。

なお、市場価格のない株式等については、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　令和４年１月１日 至　令和４年12月31日）	当事業年度 （自　令和５年１月１日 至　令和５年12月31日）
退職給付引当金の期首残高	25,011千円	23,907千円
退職給付費用	2,905	2,039
退職給付の支払額	△4,009	△1,997
退職給付引当金の期末残高	23,907	23,949

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （令和４年12月31日）	当事業年度 （令和５年12月31日）
非積立型制度の退職給付債務	23,907千円	23,949千円
貸借対照表に計上された負債の金額	23,907	23,949
退職給付引当金	23,907	23,949
貸借対照表に計上された負債の金額	23,907	23,949

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　前事業年度　2,905千円　当事業年度　2,039千円

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （令和４年12月31日）	当事業年度 （令和５年12月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	1,538千円	1,238千円
減価償却超過額	648	524
貸倒引当金	142	281
退職給付引当金	7,320	7,333
敷金償却	1,531	1,531
未払金	794	－
賞与引当金	5,297	4,169
子会社株式評価損	10,448	10,448
投資有価証券評価損	－	17,223
関係会社株式評価損	－	6,124
税務上の繰越欠損金（注）	167,788	136,003
繰延税金資産小計	195,510	184,877
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△167,788	△136,003
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△27,722	△48,874
評価性引当額小計	△195,510	△184,877
繰延税金資産合計	－	－

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（令和４年12月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）	合計 （千円）
税務上の繰越欠損金（※）	31,784	35,674	22,641	24,539	866	52,282	167,788
評価性引当額	△31,784	△35,674	△22,641	△24,539	△866	△52,282	△167,788
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（令和５年12月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）	合計 （千円）
税務上の繰越欠損金（※）	35,674	22,641	24,539	866	26,538	25,744	136,003
評価性引当額	△35,674	△22,641	△24,539	△866	△26,538	△25,744	△136,003
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため、注記を省略しております。当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

	前事業年度 （自　令和４年１月１日 至　令和４年12月31日）	当事業年度 （自　令和５年１月１日 至　令和５年12月31日）
関連会社に対する投資の金額	20,000千円	0千円
持分法を適用した場合の投資の金額	15,128	―

	前事業年度 （自　令和４年１月１日 至　令和４年12月30日）	当事業年度 （自　令和５年１月１日 至　令和５年12月30日）
持分法を適用した場合の投資損失の金額（△）	△4,906千円	△15,128千円

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当社は、本社事務所等の不動産賃借契約に基づき、物件からの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、資産除去債務を計上しておりません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（公共施設等運営事業関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自　令和４年１月１日　至　令和４年12月31日）

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、記載を省略しております。

当事業年度（自　令和５年１月１日　至　令和５年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	ＩＴコンサルティング	デジタルサイネージ	
コンサルティング	667,981	―	667,981
デジタルサイネージ関連商品販売	―	―	―
その他	―	100	100
顧客との契約から生じる収益	667,981	100	668,081
その他の収益	―	―	―
外部顧客への売上高	667,981	100	668,081

（注）当事業年度から、報告セグメントを「ＩＴコンサルティング事業」及び「デジタルサイネージ事業」の２つの区分へ変更しております。

(2) 顧客の契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の契約期間が１年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社の事業は、従来、「ＩＴコンサルティング事業」の単一事業でありましたが、当事業年度において、非ＩＴ事業への進出を推進する経営戦略を立案し、「デジタルサイネージ事業」を開始いたしました。

そのため、当社は、当事業年度から、報告セグメントを従来の「ＩＴコンサルティング事業」の単一セグメントから、「ＩＴコンサルティング事業」及び「デジタルサイネージ事業」の２区分に変更しております。

「ＩＴコンサルティング事業」は、システムコンサルティング、ビジネスコンサルティング、ＣＩＯ／ＣＭＯ支援、Ｗｅｂマーケティング支援を行っております。

「デジタルサイネージ事業」は、ＬＥＤディスプレイ、ＬＣＤディスプレイの販売、アドトラック運用及び販売を行っております。

なお、前事業年度のセグメント情報を当事業年度の報告セグメントの区分方法により作成した情報については、「デジタルサイネージ事業」が当事業年度より開始したことから、開示を行っておりません。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 令和４年１月１日 至 令和４年12月31日）

「１．報告セグメントの概要」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 令和５年１月１日 至 令和５年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			財務諸表計上額
	ＩＴコンサルティング事業	デジタルサイネージ事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	667,981	100	668,081	668,081
計	667,981	100	668,081	668,081
セグメント利益又は損失（△）	△1,402	100	△1,302	△1,302
セグメント資産	877,909	319,467	1,197,376	1,197,376
その他の項目				
減価償却費	774	－	774	774
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	－	246,961	246,961	246,961

（注）「セグメント利益又は損失」は損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前事業年度（自　令和４年１月１日　至　令和４年12月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

「ＩＴコンサルティング事業」単一のサービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産はないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
シマノセールス株式会社	198,520	ＩＴコンサルティング事業

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
オートリブ株式会社	106,123	ＩＴコンサルティング事業

当事業年度（自　令和５年１月１日　至　令和５年12月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

「ＩＴコンサルティング事業」単一のサービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産はないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
オートリブ株式会社	136,836	ＩＴコンサルティング事業
アイエスジー株式会社	106,620	ＩＴコンサルティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自　令和４年１月１日　至　令和４年12月31日）

種類	会社等の名　称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	情報環境ソリューションズ株式会社	東京都台東区	30,000	ソフトウェア等の製品開発	―	業務委託契約の締結 当社執行役員が代表取締役	売上高	42,973	売掛金	880
							経費の立替	4,322	未収入金	551
							外注費	22,131	買掛金	2,612
							業務委託料	4,650	未払金	330

当事業年度（自　令和５年１月１日　至　令和５年12月31日）

種類	会社等の名　称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	情報環境ソリューションズ株式会社	東京都台東区	30,000	ソフトウェア等の製品開発	―	業務委託契約の締結 当社執行役員が代表取締役	売上高	20,715	売掛金	―
							経費の立替	6,619	未収入金	―
							外注費	27,791	買掛金	2,699
							業務委託料	5,100	未払金	330

（注）１．取引条件については、双方交渉のうえ決定しております。
２．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

該当事項はありません。

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　令和４年１月１日 至　令和４年12月31日）	当事業年度 （自　令和５年１月１日 至　令和５年12月31日）
１株当たり純資産額	37.06円	45.36円
１株当たり当期純利益 又は１株当たり当期純損失（△）	0.64円	△3.09円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	－円	－円

（注）１．当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （令和４年12月31日）	当事業年度 （令和５年12月31日）
純資産の部の合計額（千円）	856,194	1,101,750
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	－	8,042
（うち新株予約権（千円））	（－）	（8,042）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	856,194	1,093,707
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	23,100,495	24,290,895

３．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　令和４年１月１日 至　令和４年12月31日）	当事業年度 （自　令和５年１月１日 至　令和５年12月31日）
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	14,711	△73,130
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失（△）（千円）	14,711	△73,130
普通株式の期中平均株式数（株）	23,100,495	23,645,144

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	7,583	－	－	7,583	5,909	147	1,674
工具、器具及び備品	7,168	－	－	7,168	7,020	37	148
建設仮勘定	－	246,961	－	246,961	－	－	246,961
有形固定資産計	14,752	246,961	－	261,714	12,929	184	248,785
無形固定資産							
ソフトウエア	39,193	－	－	39,193	39,193	589	0
無形固定資産計	39,193	－	－	39,193	39,193	589	0

（注）１.「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄に減損損失累計額が含まれております。

建物　　1,539千円

工具器具備品　　155千円

２.当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建設仮勘定　ＬＥＤアドトラック　　246,961千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。）の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	467	451	－	－	918
賞与引当金	17,300	33,777	51,077	－	－
退職給付引当金	23,907	2,039	1,997	－	23,949

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ　現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	262
預金の種類	
普通預金	680,320
定期預金	50,000
小計	730,320
合計	730,583

ロ　売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
アイエスジー（株）	19,624
大阪ガスケミカル（株）	16,376
オートリブ（株）	11,638
日本アイ・ビー・エム	7,276
その他	44,896
合計	99,811

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
77,239	788,109	765,537	99,811	88.46	40

（注）当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ　仕掛品

品目	金額（千円）
基幹システム調査・設計支援	209
NS導入支援	514
JDEバージョンアップ支援	430
改善要望追加開発	2,062
合計	3,216

②流動負債

買掛金

相手先	金額（千円）
(株)ＥｖａｎｇＳｏｌ	7,150
ネイチャーインサイト(株)	4,572
（株）レーベン	3,932
情報環境ソリューションズ（株）	2,699
(株)シイエスコンサルティング	2,248
その他	11,617
合計	32,219

（３）【その他】

①　当事業年度における四半期情報等

（累計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	当事業年度
売上高（千円）	145,826	289,014	478,134	668,081
税引前四半期純利益又は税引前四半期（当期）純損失（千円）	275	△85,325	△72,669	△70,627
四半期（当期）純損失（△）（千円）	△64	△85,990	△73,673	△73,130
１株当たり四半期（当期）四半期純損失（△）（円）	△0.00	△3.72	△3.14	△3.09

（会計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益又は１株当たり四半期純損失（△）（円）	△0.00	△3.72	0.51	△0.02

②　決算日後の状況

特記事項はありません。

③　訴訟

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	１月１日から12月31日まで
定時株主総会	３月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	６月30日 12月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	――――――
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.gexeed.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第２項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利並びに募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利以外の権利を有しておりません。

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第59期）（自 令和４年１月１日　至 令和４年12月31日）令和５年３月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
令和５年３月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書
（第60期第１四半期）（自 令和５年１月１日　至 令和５年３月31日）令和５年５月12日関東財務局長に提出
（第60期第２四半期）（自 令和５年４月１日　至 令和５年６月30日）令和５年８月10日関東財務局長に提出
（第60期第３四半期）（自 令和５年７月１日　至 令和５年９月30日）令和５年11月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書
令和５年３月30日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づくものであります。
令和５年12月28日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づくものであります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書
令和６年２月13日関東財務局長に提出
令和５年12月28日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(6) 有価証券届出書
令和５年６月30日関東財務局長に提出
第三者割当による新株発行及び新株予約権付与に関する届出であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和８年11月13日

ＡＩストーム株式会社

取締役会　御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤井　幸雄
指定社員 業務執行社員	公認会計士	酒井　俊輔

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているＡＩストーム株式会社（旧社名：株式会社ジェクシード）の令和５年１月１日から令和５年12月31日までの第60期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＡＩストーム株式会社の令和５年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（追加情報）「不適切な会計処理について」に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して令和６年３月22日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

非上場株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社の当事業年度の損益計算書において、投資有価証券評価損56,249千円及び関係会社株式評価損19,999千円が計上されており、当該評価損はいずれも非上場株式に対する減損処理によるものである。 会社は、非上場株式について、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における市場価格のない株式等として、取得原価をもって貸借対照表価額としており、投資先の財政状態悪化により実質価額が取得原価の50%を下回っている場合には、回復可能性が投資先の事業計画等の十分な証拠によって裏付けられない限り減損処理を行うこととしている。会社は当事業年度において減損処理の対象となった非上場株式2銘柄については、事業計画等を加味せず、投資先から入手した財務諸表を基にして経営者が妥当と判断した純資産額により評価を行っている。 当該投資有価証券評価損及び関係会社株式評価損の計上は金額的重要性が高く、当事業年度の経営成績に重要な影響を及ぼしていることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、監査上の主要な検討事項に対し、主として以下の監査手続を実施した。 1.内部統制の評価 非上場株式の評価に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 2.非上場株式の評価 評価額の妥当性について、以下の手続により検討した。 ・投資先の状況及び将来の業績に関する見通しについて、取締役会議事録の査閲をするとともに、経営者への質問を実施した。 ・会社が投資先から入手した財務諸表の妥当性を判断するため、投資先への質問を実施した。 ・実質価額が投資先の財務数値を基礎として適切に検討されているかについて検討し、会社の実施した減損処理の要否の判定及び経営者による回収可能見込額の見積りに関する合理性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書の訂正報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の訂正後の財務諸表に対する監査意見の対象にはその記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の訂正前の監査証明業務に基づく報酬の額は17,500千円であり、非監査業務に基づく報酬はない。当事業年度の有価証券報告書及び半期報告書に係る訂正報告書に関する監査証明業務に基づく報酬の額は、3,902千円である。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
　２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。